



尼崎市は外国人労働者を雇用し、
活躍を促進している企業を応援しています！

令和6年度『あまがさき外国人材雇用・育成 ・定着支援モデル事業所』を募集します

外国人労働者にとって働きやすくやりがいの持てる就労環境は、職場での活躍に加え、日々の暮らしの充実にもつながります。そんな環境づくりに取り組む事業者を尼崎市が応援（認証）することで地域経済の発展と共生社会のまちづくりをめざすものです。

認証事業所の特典

- その1 認証書及び認証マークを贈呈
- その2 市ホームページ、アマポータル、市報等各種情報媒体での周知・PR



詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ

〒660-0881

尼崎市昭和通2丁目6-68 尼崎市中小企業センター4F

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課

(あまがさき外国人材・雇用・育成・定着支援モデル事業所認証制度係)

電話06-6488-9565 FAX06-6488-9549

受付日時/祝祭日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時

(12月28日(土)～1月5日(日)は閉館します)

あまがさき外国人材 雇用・育成・定着支援モデル事業所認証制度

認証制度の概要

認証の要件

- (1)申請日の属する年度の4月1日現在、1年以上尼崎市に事業所が所在していること
- (2)申請日時点において、外国人労働者を1名以上雇用し、安心・安全に働くことが出来る就労環境づくりのほか、外国人労働者の能力発揮・活躍促進・職域拡大に努めるなど、外国人労働者の定着促進に取り組んでいること
- (3)市税を滞納していないこと
- (4)暴力団、暴力団員、又は暴力団密接関係者に該当しないこと
- (5)労働関係法令並びに出入国関係法令等を遵守していること
- (6)「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものではないこと

認証の基準

- (1)労働関係法令等を遵守するとともに、やさしい日本語で接する、福利厚生面で支えるなど、外国人労働者にとって働きやすい職場環境の整備を行っていること
- (2)外国人労働者の在留資格の範囲内で、その能力を発揮し中長期にわたって定着できるよう、日本語習得を支援するなど、外国人労働者の育成に取り組んでいること
- (3)外国人労働者の人権を尊重するなど、外国人材の定着に向け、丁寧な対応に心掛けるなど、経営者自ら多文化共生の視点が盛り込まれた取組を事業所内に周知していること
- (4)外国人労働者の活躍推進が、従前雇用の日本人職員のやる気向上や気づきにつながるなど、組織全体の活性化につながっていること

申請から認証までの流れ

↓ ○印は事業者（申請者）様が行う項目です。
郵送は「レターパック」又は「レターパックプラス」にてお願いします

○	(1) 認証申請	様式第1号と必要書類を（公財）尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送してください（締切：令和6年11月29日（金））※当日消印有効
	(2) 審査（申請分）	(1)で提出いただいた書類を審査し、認証対象かどうかを判断します ※書類に不備や疑義がある場合は、審査に時間を要する場合があります
	(3) 懇話会の開催	学識経験者をはじめとする懇話会構成員による協議を行います
	(4) 認証決定	懇話会の意見を参考に市が認証企業を決定し、モデル事業所の認証書（様式第2号）を授与します

各種書類は、尼崎市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

尼崎市 外国人材 モデル事業所



詳細は[尼崎市役所ホームページ](#)（ページ番号1037921）をご確認ください。

